

自由民主党東京都支部連合会

平成25年度 国家予算・税制改正等要望聴取会

平成24年10月2日（火）、自由民主党東京都支部連合会会議室にて「平成25年度 国家予算・税制改正等要望聴取会」が行われました。本会からは大村会長、上原副会長、堀越副会長、高橋副会長、金井常任理事、泰地常任理事、小宮山常任理事、堀内専務理事が出席しました。

冒頭、堀内専務理事から、去る6月28日（木）に開催された本会の役員・評議員合同会議で決定された「第64回中小企業団体全国大会提出議案」（別添参照）の概要及び10月25日（木）に開催予定の第64回中小企業団体全国大会に向けた本会提出議案の審議経過について説明致しました。

24項目の要望の中で今回は特に、消費税と厚生年金基金に関する2項目について説明を加えました。消費税については、価格への転嫁がスムーズに行えるよう外税とすることや事務負担の増加、免税点・簡易課税については中小企業へ配慮すること。また、厚生年金基金制度の見直しについては、解散を容易にすることや代行部分の返還について配慮することについて要望致しました。

引きつづき、意見発表では堀越副会長からは消費税の増税については、原点に戻って免税点と簡易課税について引き上げていただきたい旨、意見が述べられました。

最後に、大村会長は厚生年金基金の問題について、解散したくても解散できず困難な状況にある厚生年金基金や加入している中小企業の窮状について説明し、実情にあった対策をお願いしたい旨、意見を述べました。

(別添)

第64回中小企業団体全国大会提出議案

○総務委員会提出議案

1. 国は、我が国経済の屋台骨である中小企業が、引き続き経済の原動力として中心的役割を果たしていけるよう、財政、金融、税制等の総合的な経済対策を大胆かつ確実に実行すること。
2. 国は、再生可能エネルギー（風力、太陽光、地熱）等の技術開発を積極的に進めるとともに、中小企業が省エネ設備を導入するに当たり、助成金の増額や補助率のアップを図る等の助成制度の拡充・強化を図ること。
3. 国は、「エコアクション21」の認証・登録を取得し、環境経営に取り組む中小企業に対して、経営的なメリットが十分に受けられるような優遇施策を講じること。
4. 国は、「中小企業憲章」を尊重し、中小企業組合の連携組織を通じた中小企業の振興が、地域経済の活性化等に果たす役割を再認識するとともに、中小企業組合が中小企業施策の中心的な政策受容体として、その機能が十分に発揮できるような措置を講じること。

○税務委員会提出議案

1. 消費税の増税については中小企業への影響に十分配慮し、慎重に検討すること。
2. 自動車ユーザーに不公平感のある揮発油税、軽油引取税については、廃止を含めて見直すこと。
3. 法人税法の中小法人の定義を見直し、中小企業基本法の定義に合わせて資本金3億円以下に拡大すること。
4. 中小企業組合の軽減税率を中小法人より引き下げること。

○金融委員会提出議案

1. 中小企業の資金繰りを支援するために中小企業金融円滑化法をさらに延長すること。
2. セーフティネット保証制度については、その売上高要件を緩和するとともに現行どおり全業種を対象として運用すること。
3. 商工組合中央金庫が公的金融機関としての使命を果たしていくために、その完全民営化を中止すること。
4. 信用組合が協同組織金融機関として、中小企業への円滑な金融支援を行うために次の措置を講じること。
 - (1) 中小企業の経営実態に即した金融検査・監督を実施すること。
 - (2) 自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額を引き上げること。

○流通委員会提出議案

1. 公正取引委員会は、「不当廉売」「差別対価」の「申告」について迅速な調査を実施すること。また、違反行為に対しては、「注意」「警告」「課徴金納付命令」等をもって厳正に対処し、未然防止に効果的な措置を講じること。
2. 商店街の活性化を図り、地域住民の「コミュニティの場」「生活利便性の向上の場」「災害時の安全性を確保する場」を提供するため次の支援策を講じること。
 - (1) 商店街内の大規模チェーン店等に対し、商店街に加入し地域活動に参加するよう指導すること。
 - (2) 節電対策、犯罪の未然防止、中小小売店への圧迫等を考慮し、大型量販店や大規模チェーン店の深夜営業に対して一定の規制を講じること。
3. 中小企業の円滑な物流活動のために、集荷・配送等の「荷捌き用・配達用駐車スペース」「物流バリアフリー」を整備すること。
4. 改正道路交通法により厳しい経営環境にある中小流通業者のために、普通自動車運転免許の自動車の種類に係る適用要件については、車両総重量6.5トン（現行5トン未満）に引き上げるよう法改正すること。

○労働委員会提出議案

1. 社会保険・労働保険の保険料率については、中小企業の経営実態を十分に考慮し、過度の事業主負担について、抜本的かつ早急に見直しを行うこと。
2. 地域別最低賃金額の改定に当たっては、中小企業を取り巻く厳しい経済状況を考慮し慎重に対応すること。また、特定最低賃金（旧・産業別最低賃金）は廃止すること。
3. 厚生年金基金制度を見直し、基金加入の中小企業が事業を継続し、存続できるよう次の措置を講じること。
 - (1) 基金が解散する条件を緩和し、解散を希望する基金の損失拡大を防止すること。
 - (2) 基金が解散した場合の代行部分の返還義務について、特段の配慮をすること。
4. パートタイム労働者の継続的就労に資するため、非課税限度額（103万円）を引き上げるとともに、社会保険料納付義務の適用年収基準も引き上げること。

○組織委員会提出議案

1. 中小企業組合が、経済社会環境の変化に対応し積極的に展開できるよう、中小企業等協同組合法を次のように改正すること。
 - (1) 異業種組合の設立・定款変更等認可にあたっては、複数の行政庁に認可申請することなく、認可行政庁を一元化すること。
 - (2) 暴力団排除のための規定（排除条項）を「組合員の資格等」「役員の資格等」の条項に追加すること。
 - (3) 組合で共済事業を実施する場合の給付金額を30万円まで引き上げること。

- (4) 火災共済協同組合については、組合員の規定見直しと火災共済事業以外の共済事業を総合的に実施できるようにすること。
- 2. 企業組合の社会的認知度向上のための措置を講じること。
- 3. 国及び地方公共団体等は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」「中小企業者に関する国等の契約の方針」の趣旨を踏まえ、中小企業者に対する発注は以下の項目を踏まえて行うこと。
 - (1) 官公需適格組合等の組合随契を含めた積極的活用を行うこと。
 - (2) 競り下げ方式を採用しないこと。
 - (3) 適切な価格による発注を行うこと。
- 4. 中小企業組合の活性化と健全な運営を図るため、中小企業組合士制度の普及と活用の措置を講じること。